

「期待は大きく今こそ労苦に応えるべき」

貨物会社に夏季手当要求3・0カ月を提出し交渉



東海本部は貨物支社前で20春闘勝利に向けて貨物・旅客が一体となって集会を開いた(2月26日)

今こそ労苦に応えるべきで

国労は5月14日に貨物会社に対して「2020年度夏季手当の支払い」の申し入れを行い、国労東海本部も5月20日に貨物東海支社に対して独自要求を含んだ申し入れを行いました。

20春闘ではベースアップを行わず、200円の生活改善資金を基本給に上乗せしたものの物価上昇分や消費税増税分にも満たない額だったことから、夏季手当に対する社員をはじめとして家族の期待は大きなものとなつて

貨物会社は新型コロナウイルスの影響で今年度に入ってから輸送量や収入は対前年では落ち込んでいるものの、2019年度の会社発足から4番目という良い状況になっています。ここ数年の決算状況は、2013年度から順調に推移してきていますが人件費はほとんど変わらない状況であり、交渉では「社員の待遇は変わらねばならず、社員の厳しさばかり押し付けている。」

また、東海支社に対する独自の要求として「就業規則で定められている休日や消化できる要員をすべての職場で確保したうえで、突発的な事象に対応できる要員を各職場に配置すること」「ダイヤが乱れた際の乗務員に対する待機と休養については、取り扱いを明確にし、社員の健康と生活設計を考慮すること」の2点を加え、改善を強く求め

ある」と訴えました。

東海支社への申し入れでも「東海道の中心の輸送を担う重要な位置にあり、社員が心身ともに健康で働ける労働条件と職場環境を今以上に整えることは急務の課題である」とことや、



静岡地本は2月28日、20春闘「静岡地方総行動」を展開。写真は富士地区労前での決起集会

また。具体的な要求は次のとおりです。

- 1 支払いは、2020年6月1日現在の基準内賃金の3・0カ月分とすること。
- 2 支払日は、2020年6月30日までとすること。
- 3 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
- 4 支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと。
- 5 調査期間内に55歳に達した者、また、55歳以上の社員については、55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること。
- 6 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。
- 7 就業規則で定められている休日や消化できる要員をすべての職場で確保したうえで、突発的な事象に対応できる要員を各職場に配置すること。
- 8 ダイヤが乱れた際の乗務員に対する待機と休養については、取り扱いを明確にし、社員の健康と生活設計を考慮すること。

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

交通共済 ニュース



オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険株式引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交通共済(JR職域生協)
全国交通運輸業労働者共済生活協同組合

